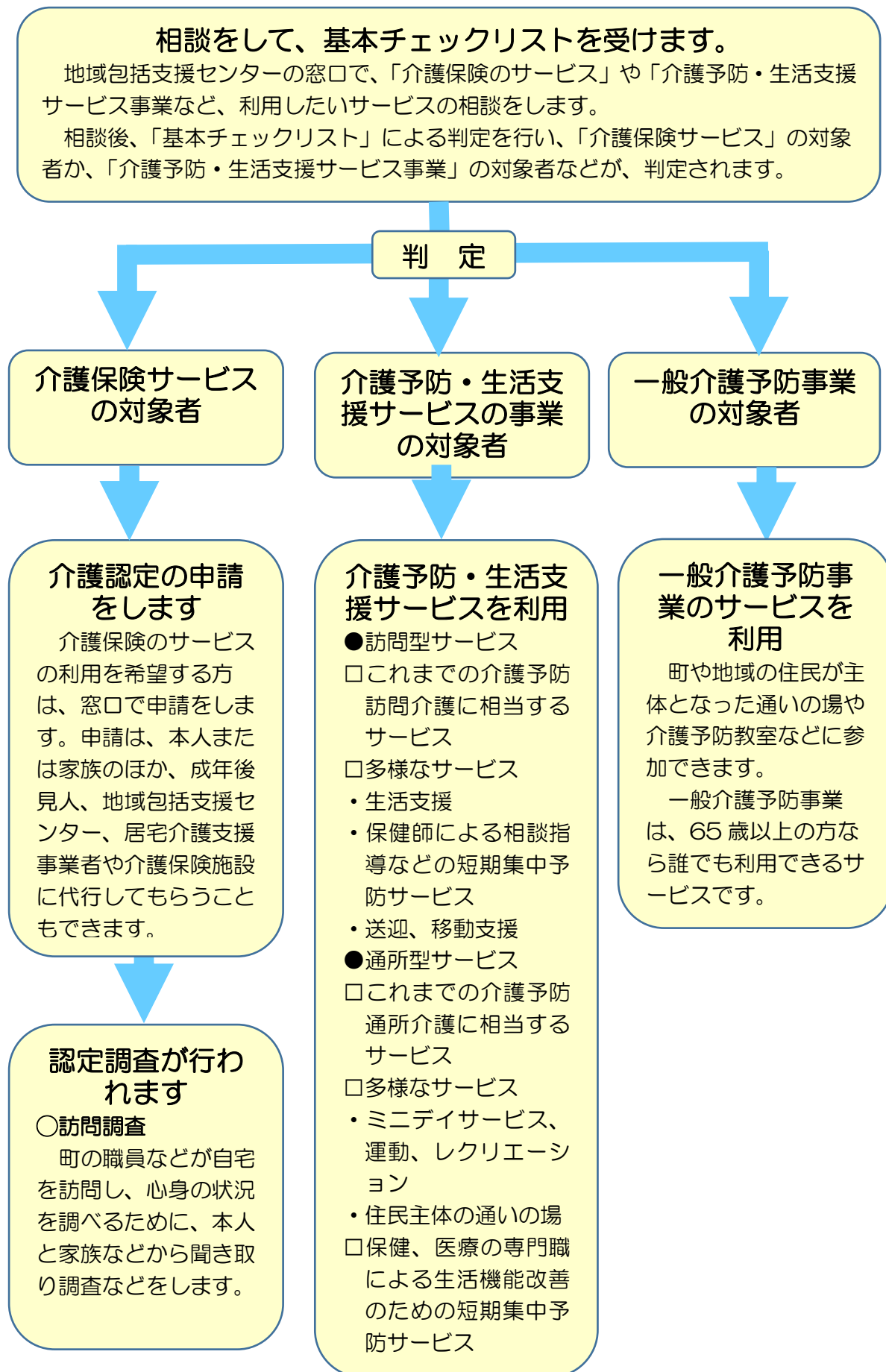


■ サービス利用までの流れ

1 サービス利用の手順



【前ページからのつづき】

【前ページからのつづき】

認定調査が行われます

○主治医意見書

本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。主治医がいない方は町の支持した医師の診断を受けます。

介護予防・生活支援サービスを利用

●その他生活支援サービス

- 配食（栄養改善、一人暮らし高齢者に対する見守り含む）
- 定期的な見守りと緊急時の対応
- その他自立支援に役立つ生活支援

審査・判定されます

一次判定（コンピューター判定）の結果と特記事項、主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定されます。（1カ月程度）

認定結果が通知されます

介護認定審査会の結果にもとづいて、以下の区分に分けて認定結果が通知されます。

要介護1～5

介護サービスが利用できます。

要支援1・2

介護予防サービスと介護予防・生活支援サービスが利用できます。

非該当

基本チェックリストでの判定の結果、介護予防・生活支援サービス事業対象者と認定された場合は、当該サービスが受けられます。